



# 地方公営企業会計勉強会

## 第10回 セグメント情報

長谷川公認会計士事務所

[A\\_hasegawa\\_cpa@yahoo.co.jp](mailto:A_hasegawa_cpa@yahoo.co.jp)

<http://a-hasegawa-cpa.jimdo.com/>

# 1. セグメント情報

## 【1. セグメント情報を開示する目的】

住民その他の利害関係者に対する説明責任を果たすこと。

業務ごとのセグメントに関わる財務情報を開示し、BSやPLでは得られない損益や資産に関する補足的情報を提供することによって、財務諸表利用者が過去の業績を理解し、将来のCFの予測を適切に評価できるよう、企業のさまざまな事業活動の内容、及びこれを行なう経営環境に関して適切な情報を提供することを目的とする。

## 【2. セグメントの方法】

民間企業で世界的に採用されている、経営者が経営上の意思決定を行い、また、業績を評価するために、企業の事業活動を区分した方法に基づいて、開示するマネジメント・アプローチの考え方を踏まえて、各地方公営企業において、判断する。  
セグメントの区分方法は企業管理規定で定めることとする。

## 【4. 開示の省略】

企業にとって重要性がなく、セグメント情報を開示しなくても、財務諸表利用者の判断を誤らせる可能性が無い場合には、開示を省略することができる。

## 【3. セグメント情報の開示項目】

1. 報告セグメントの概要
2. 報告セグメント別の事業収益、事業損益、資産、負債、その他の項目（他会計繰入金、減価償却費、特別損益、減損損失、有形固定資産、無形固定資産の増減など）の金額、及びその測定方法
3. 関連情報  
製品、サービス別の売上高、売上高（国内外別）、有形固定資産残高（国内外別）、主要な顧客情報、セグメント別減損損失など

（標準様式参照）

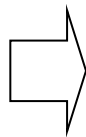
## 2. マネジメント・アプローチによるセグメンテーションの手順

### 1. 事業セグメントの認識

企業の経営者が、経営上の意思決定や業績評価のために設定する企業の構成単位。

以下のすべての要件に該当するもの。

- ①収益を稼得し、費用が発生し、事業活動に係わる。
- ②最高意思決定機関が、業績評価のために定期的に経営成績を検討している。
- ③分離された財務情報を入手できる。



### 2. 事業セグメントの集約基準

複数の事業セグメントが以下のすべての要件を満たす場合、事業セグメントを集約できる。

1. セグメントを集約することが開示目的に整合していること。
2. 経済的特長がおおむね類似していること。
3. 以下の要素がおおむね類似していること。
  - ①製品、サービスの内容
  - ②製品の製造方法、製造過程、または、サービスの提供方法
  - ③製品及びサービスの販売方法
  - ④業種に特有の規制環境



### 3. 報告セグメントの決定

次のいずれかを満たす事業セグメントを報告セグメントとして開示する。【量的基準】

- ①売上高がすべてのセグメントの売上高合計額の10%以上
- ②利益または損失の絶対値
  - (1)利益が生じているすべてのセグメントの利益合計額、又は
  - (2)損失が生じているすべてのセグメントの損失合計額の絶対値のいずれか大きい額の10%以上
- ③資産がすべてのセグメントの資産合計額の10%以上



ただし、決定した報告セグメントの外部顧客への売上高合計額が、PLの売上高の75%未満の場合には、75%以上となるまで報告セグメントに追加する必要がある。

# 3. セグメント情報の開示項目

## 報告セグメントの概要

### 1. 報告セグメントの決定方法

事業セグメントを識別するために用いた方法

複数の事業セグメントを集約した場合は、その旨記載。

### 2. 各報告セグメントの製品、サービスの種類

## 報告セグメントの利益、資産、負債、 その他の重要な項目の額、ならびに測定方法

開示しなければならない項目:	①利益(損失)、②資産
最高意思決定機関に定期的に報告、使用されている場合に開示しなければならない項目:	負債
報告セグメントの利益、資産の算定に含まれている場合、あるいは最高意思決定機関に定期的に提供、使用されている場合に開示が求められる項目	1. 利益 ①外部顧客への売上高 ②事業セグメント間の内部売上高または振替高 ③減価償却費 ④のれんの償却額 ⑤受取利息、支払利息 ⑥持分法投資損益 ⑦特別損益(主な内訳) ⑧税金費用 ⑨その他重要な非資金損益項目 2. 資産 ①持分法適用会社への投資額 ②有形固定資産、無形固定資産の増加額

## 関連情報の開示

### 1. 製品、サービスに関する情報

主要な個々の製品、サービスごと、あるいは同種、同系列のグループごとに、外部顧客への売上高を開示する。

### 2. 地域に関する情報

#### ①国内外部顧客向け売上高と

国外外部顧客向け売上高の開示

#### ②国内に所在する有形固定資産残高と

国外に所在する有形固定資産残高

### 3. 主要な顧客がある場合

その旨、顧客の名称、顧客への売上高、顧客との取引に関連する主な報告セグメント

## 減損損失に関する開示

減損損失を計上した場合には、報告セグメント別内訳を開示しなければならない。

報告セグメントに配分されていない減損損失がある場合には、その額、内容を記載する。